

「第2次昭島市特別支援教育推進計画(案)」に対するパブリックコメント結果

No	該当ページ	該当項目	意見の要旨	策定委員会の考え
1	-	用語	①障害の「害」の使用について ②障害か障害者か「者」の位置付けについて市の考え方は。	本計画では、文部科学省及び東京都教育委員会の表記に合わせて「障害」と標記しております。また、児童・生徒を対象としていることから「障害のある児童・生徒」と表記しております。
2	1	基本理念	理念の3項目には賛同します。ただ「インクルーシブ教育システム」の用語解説にあるように「同じ場で共に学ぶことを追求する」という言葉は全ての教育関係者の念頭においていただきたいので、具体的に分かりやすいこの言葉を入れていただきたい。	基本理念につきましては、現在の社会情勢に基づき今後も継続してまいりたいと考えております。用語解説で示しております「インクルーシブ教育システム」の考え方については、今後も教員対象の研修会や市民向けの説明会や講演会等で常に発信してまいります。
3	1		今回の基本理念は第1次の基本理念を引き継ぐもので評価したい。しかし、この理念の変更は大きな社会の変化等のない限り一定期間、例えば10年間は守ると位置付け、パブリックコメントの対象外と明示してはどうか。	
4	2	計画期間	「第5期昭島市障害福祉計画素案」と同一の実施時期となったことについては評価したい。	本計画の上位計画である第5次昭島市総合基本計画、第2次昭島市教育振興基本計画や他の関連計画との調和を図りながら策定してまいります。
5	4	特別支援学級の児童・生徒の状況	平成28年度の小学校知的障害特別支援学級の在籍人数が「第5期昭島市障害福祉計画(素案)」での数値と異なっている。	両計画の数値が同一になるように修正いたします。なお、平成28年度の小学校知的障害特別支援学級の在籍児童数は46人です。
6	4		知的障害学級においては中学校の1学年あたりの在籍数が多いと考えられるが急増した要因は何か。	知的障害特別支援学級に就学する児童・生徒の人数は年度によってばらつきがあります。また、中学校進学を機に通常の学級から知的障害特別支援学級に入学する生徒もおります。

No	該当ページ	該当項目	意見の要旨	策定委員会の考え
7	5	特別支援学級の児童・生徒の状況	情緒障害等通級指導学級の在籍者数の推移が「第5期昭島市障害福祉計画（素案）」での数値と異なっている。	本計画の情緒障害等通級指導学級の児童数の推移は、情緒障害等通級指導学級に通級している児童と特別支援教室に通室している児童を合計した人数で示しております。「第5期昭島市障害福祉計画（素案）」における通級指導学級の通級者数の推移は言語障害・難聴通級指導学級を含めた児童数となっております。また、特別支援教室での指導に移行した児童は特別支援教室在学者数の推移の項目に移っております。そのため、数値が異なっております。
8	5		情緒障害等通級指導学級（特別支援教室）と「第5期昭島市障害福祉計画（素案）」に記載のある特別支援学級（情緒障害等通級指導学級）の違いは何か。	特別支援学級には、毎日特別支援学級に登校する固定制の学級と週に1日程度のみ通級する通級制の学級があります。現在、本市では固定制の特別支援学級は知的障害のみ設置しており、情緒障害等、言語障害、難聴につきましては通級制の特別支援学級を設置しております。特別支援教室は、情緒障害等通級指導学級での指導を市立小学校全校で行えるように整備したものです。これにより今まで情緒障害等通級指導学級の設置がなかった学校の児童が情緒障害等通級指導学級設置校に通わなければならないことが解消されます。
9	5		小学校で情緒障害等通級指導学級に在籍していた児童の卒業後の進路について具体的に説明してほしい。	情緒障害等通級指導学級に通級している児童は、通常の学級に在籍している児童ですので、基本的には中学校の通常の学級に進学します。通級による指導は小学校卒業時に終了となります。中学校で引き続き通級指導学級での指導を希望する場合は、就学相談を実施し、通級による指導が必要か改めて判定を行います。
10	5		特別支援教室における指導は平成30年度から開始が決定されているのであれば「開始する」と断言すべきではないか。	平成30年度に特別支援教室の指導を市立小学校全校で開始するため、「開始する」と文言を修正します（P3, 5）。
11	9		通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況について	「冊子を市内全教職員に配布した」と書かれているが、児童・生徒に直接かかわる「特別支援教育支援員」にも配布されているのでしょうか。（理解を進めるために配布してはいかがでしょうか。）

No	該当ページ	該当項目	意見の要旨	策定委員会の考え
12	12	プラン2 教育内容の充実	支援を必要としている児童・生徒の教育や保護者理解の啓発についてはいろいろ書かれています。が、「支援を必要としている児童・生徒の障害を認め、級友として受け入れ共に教室で学ぶ仲間と考えられるよう」児童・生徒の教育についてもプランに明記していただきたいと思います。	児童・生徒が障害の有無に関わらず共に学んでいくことは共生社会の実現のため、インクルーシブ教育システムの中で大切な視点であると考えます。プラン4（3）の交流及び共同学習の推進（P21）、（4）副籍制度の推進をはじめ（P22）、様々な機会を通して児童・生徒の理解啓発を図ってまいります。あわせて、プラン4（3）の交流及び共同学習の推進（P21）に「理解啓発授業」の実施を加えました。
13	12～13	昭島市特別支援教育推進計画の評価	項目ごとに実施状況が記号で表示されていて大変分かりやすいと思えます。未実施、未着手の2項目については着手のための見通しなど、計画にも書き込んでいただきたいです。	未実施、未着手の項目については、関係機関との連携が必要な項目となっておりますので、プラン3（1）（仮称）教育福祉総合センター総合相談窓口の開設（P19）に合わせて関係機関との連携の在り方について整理し、教育と福祉、子育て部門が一体となった支援ができる体制づくりに努めてまいります。
14	-	外国から来日する人たちに対する対策を	外国から来日する人の多くは日本の言葉が話せない、理解できない、風習や習慣、日常生活でも違ったものを持ったまま来日してくる人たちもいるという現実からすると家族全員が障害者といった観点に立って対応が迫られているのではないかと。	外国籍の児童・生徒をはじめとする日本語の指導を必要とする児童・生徒への支援については、重要な課題であると認識しております。「第2次昭島市教育振興基本計画」において「個に応じた支援の充実」として日本語指導の実施を位置付けておりますので、今後も日本語指導員の派遣等の事業を実施して支援してまいります。
15	-	手続きについて	策定委員に教育委員や市内の現場の先生の参加が強く求められる。策定案に教育長などが参加しなかったのは疑問が残る。教育委員会に関連する計画案は教育委員会の付議事項となる。当事者である教育長、教育委員会委員、授業を担当する教員が一人も参加しないで作成した案には不安があり、内容よりも手続きに疑問を呈したい。	本計画の策定委員には学校教育の現場の意見を集約していただく役割として特別支援学級設置校の校長先生4名を委員にお願いしております。また、都立特別支援学校の教員や保護者にも委員として参加していただき様々な立場の方から意見をいただき策定にあたりました。また、パブリックコメント実施前に定例教育委員会において、本計画について協議を行いました。